

平成 29 年 7 月 27 日

都市計画課

## 都市計画公園・緑地見直しに係る検討について

## 1 主旨

本市の都市計画公園のうち、都市計画決定後 20 年以上経過しても未着手（以下「長期未着手」という。）となっている都市計画公園・緑地について本市の考え方を示すため、「(仮称)鎌倉市都市計画公園・緑地の見直し方針」（以下「市見直し方針」という。）を平成 29 年度中に策定すべく、対象区域の整理を進めているところである。

## 2 背景

本市では、昭和 31 年に鎌倉海浜公園、源氏山公園及び栄町公園を都市計画決定したことをはじめとして、貴重な地域の緑を保全し、また、創造していくための積極的な取組の一つとして、都市計画公園・緑地を定め、施設緑地として整備を進めてきた。

しかしながら、都市計画公園・緑地の計画的な整備が進まず、計画面積の約 15%が未着手となっている状況である。

中には都市計画決定から 50 年以上経過したものもあり、社会情勢の変化から、求められる機能や必要性についても変化している可能性がある。

また、道路や公園などの都市計画施設の区域には、都市計画法第 53 条に基づき建築しようとする建築物の階数や構造に制限がかかっており、長期にわたって、こうした制限をかけ続けている事が課題となっている。

長期にわたり整備の見通しがたかない都市計画施設の存在が全国的にも問題視されるなか、平成 23 年 11 月に「都市計画運用指針（国土交通省）」が改正され、都市計画施設等を定期的に見直す「マネジメント・サイクルを重視した都市計画」の考え方が示された。

このような状況を踏まえ、神奈川県において、社会経済情勢の変化や地域の実情等に応じた見直し作業が円滑に進むよう、見直しに際しての基本的な考え方などを取りまとめた「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）が平成 27 年 3 月に策定された。

県ガイドラインに従い、本市においても、今後の都市計画公園・緑地見直しに対する本市の考え方を示すため、「(仮称)鎌倉市都市計画公園・緑地の見直し方針」を平成 29 年度中に策定すべく、対象区域の整理を進めているところである。

## 3 見直し対象の選定

本市の都市計画公園・緑地は、56 箇所・約 170.6ha が都市計画決定されている。

県ガイドラインでは、長期未着手の都市計画公園・緑地を見直し対象として選定し、必要性、実現性や代替性を検証した上で、存続・変更・廃止（一部廃止含む）の判断を行うこととしている。

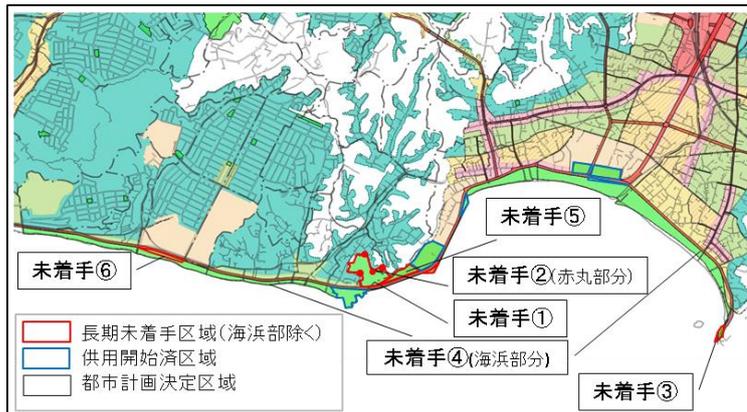
県ガイドラインを踏まえ、市では、都市計画決定後 20 年以上経過しても未供用区域が存在し、かつ整備が完了していない区域を未着手区域として抽出した結果、次の 3 公園 10 地区・約 26.1ha（都市計画決定面積の約 15.3%）を見直し対象とした。

今後、区域ごとに別紙の方針を基本として、検討を進める。

#### 4 見直し対象公園

見直し対象公園は次の 3 公園とする。なお、各公園の未着手区域の詳細は別紙のとおり。

##### (1) 5・6・1号鎌倉海浜公園（総合公園）



当初決定：昭和 31 年 9 月 24 日  
 区域面積：約 31.6ha  
 供用済面積：約 7.0ha  
 未着手面積：約 24.6ha  
 （うち長期未着手面積：約 6.2ha）  
**未着手区域：6 箇所**  
 ※ただし、供用開始済み区域及び未着手③を除く海浜部分（約 18.4ha）は、見直し対象外とする。

##### (2) 7・4・1号源氏山公園（風致公園）



当初決定：昭和 31 年 9 月 24 日  
 区域面積：約 9.5ha  
 供用済面積：約 9.2ha  
 未着手面積：約 0.3ha  
 （うち長期未着手面積：約 0.3ha）  
**未着手区域：1 箇所**

##### (3) 7・4・3号夫婦池公園（風致公園）



当初決定：平成 9 年 9 月 2 日  
 区域面積：約 7.7ha  
 供用済面積：約 6.5ha  
 未着手面積：約 1.2ha  
 （うち長期未着手面積：約 1.2ha）  
**未着手区域：3 箇所**

## 5 今後のスケジュール

見直し作業は、都市計画課が中心となり、平成 29 年 11 月頃に市見直し方針（素案）のパブリックコメントを実施、結果を取りまとめた後に市見直し方針（案）を確定し、次回緑政審議会への報告、鎌倉市都市計画審議会への諮問を経て、平成 29 年度中に市見直し方針を公表することを目標とする。

なお、個別公園の都市計画変更手続は、平成 30 年度から 31 年度にかけて実施する予定である。